

大通達甲（警務）第12号  
令和6年6月11日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警務部長

### 警察活動における暑熱対策の推進について（通達）

近年、我が国では、年平均気温が上昇し、夏季において猛暑日や熱帯夜の日数が年々増加しており、警察官が警察活動中に熱中症の症状を訴え、救急搬送される事案や、体調不良となる事案が相次いで発生している状況にある。こうした中、警察活動における暑熱対策を適切に講じることが、警察職員の命や健康を守る観点のほか、警察活動の能率的な遂行を確保する観点からも極めて重要な課題となっている。

各位にあっては、警察活動における暑熱対策は、幹部の重要な責務であることを自覚し、その一層の充実に向け、実効的な取組を推進されたい。

#### 記

#### 1 暑熱対策の推進体制

##### (1) 推進体制

効果的な暑熱対策を推進する上では、各部門が別々に対策を講じるのではなく、組織が一体的に対策を講じることが肝要であることから、警務部門を中心に、総合的な取組を推進することとする。

##### (2) 取組の進め方

暑熱対策に係る取組を進める上では、正しい知識に基づき、また、直ちに実施すべきものと中長期的な検討を要するもの、全部門共通のものと各部門特有のものなどを整理して計画的に行うことが必要である。そこで、取組の推進に当たっては、現場の実態を的確に把握した上で、医師等の専門家の意見を参考にしながら、実効的な取組を検討するとともに、取り組むべき事項を整理した行動計画を作成するなどして、体系的かつ計画的に取組を推進すること。

具体的な取組を推進する中で新たな課題を把握した場合には、これを柔軟に反映させるなどして、暑熱対策を時宜にかなった実効性のあるものとする。また、取組の推進状況については、部門間で情報共有を図り、他部門で得られた知見も参考にしながら取組の改善を図ることに配慮すること。

#### 2 具体的に推進すべき事項

##### (1) 職員に対する教養及び啓発

熱中症に係る事例の中には、職員間で熱中症に関する知識が不足していたり、職場内における熱中症に対する認識が希薄であったりしたことが原因と史料されるものがある。

そのため、熱中症が命に関わるものであることに留意し、全職員が熱中症に関する正確な

知識を得るための教養を徹底するとともに、職場全体で熱中症のリスクを低減させるために、熱中症予防の重要性を啓発すること。

また、幹部職員や現場責任者となり得る職員等に対しては、暑熱対策が業務管理の一環として当然に行われるべきものであることを自覚させ、暑熱対策に必要な具体的事項（後記(2)参照）について教養を徹底すること。

## (2) 業務管理の徹底

### ア 熱中症の絶無を期するための対策

#### (ア) 職員の健康管理の徹底

熱中症の絶無を期するためには、個々の職員の健康状態に応じて必要な予防策を講じることが必要である。例えば、前夜に飲酒した場合は、自覚症状なく脱水状態になっていることがあるほか、基礎疾患がある職員、服薬中の職員等については、熱中症のリスクが高いことが知られている。

そのため、暑熱環境下での勤務が見込まれる職員に対しては、勤務開始前に職員の脱水の有無、体調不良の有無等を確認し、熱中症を発症するリスクが高い健康状態と認められる職員には、活動場所や時間帯に配慮するなど、必要な措置を講ずること。

#### (イ) 熱中症の予兆の把握と初期段階における対応

熱中症は、初期段階でその症状に気付いた上、適切な処置を講ずることができれば、重症化リスクを最小限にとどめることができる。

そのため、暑熱環境下で勤務中の職員については、リスクに応じた適切な頻度で声掛けを行うなどしてその健康状態を確認したり、職員間でお互いの健康状態に留意させたりして、予兆の把握に努めるとともに、異変を感じた場合にはちゅうちょなく対応する環境を整えること。

#### (ウ) 適切な応急措置

熱中症が疑われる症状を認めた場合に各職員が適切な応急措置を執れるよう、身体の冷却や水分摂取といった応急措置の要領を示した上で、職員への教養を徹底すること。

#### (エ) 暑熱順化の推進

熱中症の発生リスクを抑えるためには、暑熱順化（熱に徐々に身体を慣らし、高温多湿環境下の業務に適応することをいう。以下同じ。）が有用であるので、暑熱環境下における勤務が見込まれる職員に対し、暑熱順化の実施を推進すること。

### イ 暑さが厳しい環境において業務能率を向上させるための対策

#### (ア) 熱中症発生リスクの把握とそれを踏まえた業務管理

日々の熱中症発生リスクに応じた有効な業務管理の在り方を、後記(イ)から(カ)までの規定を参考にしながら各部門ごとに整理しておくこと。

その上で、各所属において、活動場所の暑さ指数（湿球黒球温度（WBGT））を把握したり、環境省及び気象庁が提供する「熱中症警戒アラート」を活用したりするなどして、日々の熱中症発生リスクを把握し、それに応じた業務の付与や業務内容の変更等を実施すること。

#### (イ) 避暑（身体冷却）時間の確保

高温多湿環境下において、長時間にわたって街頭活動や実況見分、鑑識活動等に従事

したことにより熱中症を発症するなどの事案が懸念される。

そのため、暑熱環境下で業務に従事させる際は、必要な避暑（身体冷却）時間を確保することに留意すること。これを確実にを行うため、例えば、一定時間継続した現場活動を要する場合には、必要な交代要員を確保して現場派遣したり、作業を一時中断して避暑（身体冷却）時間を設けたりするなどの方策を検討すること。

(ウ) 避暑（身体冷却）場所の確保

高温多湿環境下において、日陰のない場所で警戒警備を継続したことにより熱中症を発症するなどの事案が懸念される。

そのため、暑熱環境下で業務に従事させる際は、必要な避暑（身体冷却）場所を可能な限り確保することに留意すること。例えば、長時間に及ぶ現場活動を要する場合であって、業務に従事する場所の近辺に、適当な避暑（身体冷却）場所等が見当たらないときには、避暑（身体冷却）が可能な車両を派遣したり、日よけのための器材を設置したりするなどの方策を検討すること。

(エ) 活動時間帯の見直し

暑さが厳しい日中時間帯ではなく、早朝、夕方、夜間等のより涼しい時間帯に活動することとしても業務上支障がない場合には、活動する時間帯の見直しを検討すること。

(オ) 活動内容の見直し

熱中症発生リスクが高い日時においては、業務上支障がない場合には、例えば、そのリスクに応じた訓練時間や訓練装備品の着装基準の見直しを行ったり、二輪ではなく四輪による交通取締りに変更したりするなど、活動内容の見直しを検討すること。

(カ) 水分補給等の徹底

自覚症状なく脱水症状が進行し、警察職員が熱中症を発症するなどの事案が懸念されることから、自覚症状の有無にかかわらず、勤務前後及び勤務中の定期的な水分補給及び塩分摂取を行わせること。また、幹部職員は、勤務時間中の熱中症発生リスクに応じ、朝礼時の指示のほか、無線機やPⅢの一斉指令機能、庁内放送等勤務実態に応じた適切な手段により定期的に水分補給等を指示するなどして、水分補給等のタイミングの意識付けを図ることに配慮すること。

(3) 暑熱対策に資する資機材の活用

長時間の街頭活動によりこまめな水分補給ができなかったり、高温多湿環境下で街頭活動を継続したことにより熱中症を発症するなどの事案が懸念されるが、暑熱対策に資する資機材（ドリンクホルダー、各種冷却グッズ等）を活用すればそのリスクを軽減できると考えられる。これらの資機材については、職員がちゅうちょなくより積極的に利用できるよう、部門ごとに使用場面や使用基準を整理し、活用の推進を図ること。

3 その他

必要な避暑（身体冷却）や水分補給を行うことは当然であるが、その場所や態様については、住民から職務怠慢であると誤解されることのないよう配慮すること。

（ 警 務 課 企 画 係 ）

（ 施 設 装 備 課 装 備 係 ）

（ 厚 生 課 健 康 管 理 係 ）